

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（令和２年規則第29号）新旧対照表

改正後	現行
本則 略 別表第１ 略 別表第２ <u>別記１のとおり</u> 別表第３ 略 別表第４ <u>別記２のとおり</u> 別表第５ 略 別表第６ 略 別表第７ <u>別記３のとおり</u> 別表第８ 略 別表第９ <u>別記４のとおり</u> 別表第１０ 略 別表第１１ 略 第１号様式から第３号様式まで 略 第４号様式（第１０条、第１７条関係） <u>別紙のとおり</u> 第５号様式から第１３号様式まで 略 第１４号様式（第１７条関係） <u>別紙のとおり</u> 第１５号様式から第１７号様式まで 略 第１８号様式（第１７条関係） <u>別紙のとおり</u> 第１９号様式以下 略	本則 略 別表第１ 略 別表第２ <u>別記１のとおり</u> 別表第３ 略 別表第４ <u>別記２のとおり</u> 別表第５ 略 別表第６ 略 別表第７ <u>別記３のとおり</u> 別表第８ 略 別表第９ <u>別記４のとおり</u> 別表第１０ 略 別表第１１ 略 第１号様式から第３号様式まで 略 第４号様式（第１０条、第１７条関係） <u>別紙のとおり</u> 第５号様式から第１３号様式まで 略 第１４号様式（第１７条関係） <u>別紙のとおり</u> 第１５号様式から第１７号様式まで 略 第１８号様式（第１７条関係） <u>別紙のとおり</u> 第１９号様式以下 略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して 30 日を経過する日までに新設又は改修の工事に着手した新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例（令和 2 年新宿区条例第 13 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第 12 条第 1 項に規定する整備基準適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して 60 日以内に同項の規定による交付の請求があった場合には、この規則による改正後の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 条例第 16 条第 2 項の規定による勧告において勘案する条例第 2 条第 4 号に規定する整備基準（以下「整備基準」という。）は、施行日前にこの規則による改正前の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 7 条に規定する事前協議又は改正前の規則第 8 条の届出があった条例第 8 条第 1 項に規定する特定都市施設については、改正前の規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、改正前の規則第 4 号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

【別記1】

別表第2

表第2

改正後		現行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
10 宿泊施設の客室	(1) 略 (2) 略 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室の部分については、この限りでない。 ア 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上 <u>(一般客室の床面積（和室の部分及び同一の客室内に複数の階を設ける場合における当該一般客室の出入口を設ける階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上)</u> とすること。 ウ 一般客室内（同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める部分を除く。 （ア） 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 （イ） 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 （ウ） 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 <u>エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。</u>	10 宿泊施設の客室	(1) 略 (2) 略 (3) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室の部分については、この限りでない。 ア 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上とすること。 ウ 一般客室内（同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める部分を除く。 （ア） 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 （イ） 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 （ウ） 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 <u>(新設)</u>

【別記 2】

別表第 4

改正後		現行	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
10 宿泊施設の客室	(1) 略 (2) 略 (3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。 ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 イ 一般客室（和室の部分を除く。ウ<u>からオまで</u>において同じ。）の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>75センチメートル以上（一般客室の床面積（同一の客室内に複数の階を設ける場合における当該一般客室の出入口を設ける階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあつては、70センチメートル以上）</u>とすること。 エ 一般客室内（同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める部分を除く。 （ア） 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 （イ） 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 （ウ） 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分	10 宿泊施設の客室	(1) 略 (2) 略 (3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。 ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 イ 一般客室（和室の部分を除く。ウ<u>及びエ</u>において同じ。）の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>70センチメートル以上</u>とすること。 エ 一般客室内（同一の客室内に複数の階を設ける場合は、当該一般客室の出入口を設ける階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める部分を除く。 （ア） 同一の客室内に複数の階を設ける場合 当該一般客室の出入口を設ける階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 （イ） 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 （ウ） 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

<u>オ</u> <u>ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。</u> <u>カ</u> 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。 <u>キ</u> 宿泊者特定経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路又はその一部については、ア及び<u>カ</u>の規定は適用しない。	<u>(新設)</u> <u>オ</u> 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。 <u>カ</u> 宿泊者特定経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路又はその一部については、ア及び<u>オ</u>の規定は適用しない。
---	---

【別記3】
別表第7

改正後		現行	
整備項目	整備基準等	整備項目	整備基準等
1 歩道	(1) 歩車道の分離 ア 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。 イ 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。 ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。 (2) 歩道の有効幅員及び勾配 ア 歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行することができる歩行空間を連続して確保すること。 イ 歩道の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ウ 歩道（車乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 (3) 歩道の舗装 歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。	1 歩車道の分離	(1) 歩道と車道とは、原則として分離し、歩行者の安全を確保すること。 (2) 歩車道を分離する方法として、セミフラット形式を原則とすること。
		2 歩道の有効幅員	歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行することができる歩行空間を連続して確保すること。
		3 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
		4 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。
		5 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流をすることができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。
2 歩道と車道との段差	(1) 単路部 ア 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。 イ すりつけ勾配は、5パーセント以下（沿道の状況等によりや	6 歩道と車道との段差（一般的事項）	(1) 歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差は、2センチメートルを標準とすること。 (2) すりつけ勾配は、5パーセント以下（沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。

	むを得ない場合にあっては、8パーセント以下）とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。 (2) 交差点部 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮した上で、高齢者、障害者等が円滑に通行することができるような構造とすること。 (3) 細街路等との交差点部 自動車の交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道の面が連続して平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路等の路面と歩道の面とに段差を設けること。		7 歩道と車道との段差（交差点における切下げ） 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮した上で、高齢者、障害者等が円滑に通行することができるような構造とすること。
3 車乗り入れ部	(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道の面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。 (3) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下（特殊縁石を用いる場合にあっては、10パーセント以下）とすること。		8 歩道と車道との段差（細街路と交差する場合） 交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道の面とに段差を設けること。
4 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。		9 車乗り入れ部 (1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道の面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車乗り入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下（特殊縁石を用いる場合は、10パーセント以下）とすること。 (3) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
5 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比を確保することができる措置を講ずること。		10 歩道の舗装 歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装の材料を選択すること。
			11 案内・標示 (1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等への案内標識を整備すること。 (2) 標示は、大きめで分かりやすい文字、記号等により表記すること。

6 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。	12 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比を確保することができる適切な色を選択すること。
7 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流をすることができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。	13 駐車場（道路の附属物であるものに限る。）	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。
8 案内・標示	(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等への案内標識を整備すること。 (2) 標示は、大きめで分かりやすい文字、記号等により表記すること。		
9 駐車場（道路の附属物であるものに限る。）	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。		

【別記 4】

別表第 9 公共交通施設に関する整備基準等（第4条関係）

改正後		現行	
1 公共交通施設		1 公共交通施設	
整備項目	整備基準等	整備項目	整備基準等
19 休憩設備 (ベンチ等)	(1) ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。 (2) (1)に規定する設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。	19 休憩設備 (ベンチ等)	ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。